総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告します。

議案第 95号 平成23年度岩国市一般会計補正予算(第2号)

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第110号 指定管理者の指定について

議案第117号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に関する協議について

議案第118号 山口県市町総合事務組合の財産処分に関する協議について

議案第119号 岩国地区消防組合の共同処理する事務及び規約の変更に関する協議について 以上4議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告申し上げます。

議案第95号 平成23年度岩国市一般会計補正予算(第2号)のうち、当委員会所管分の審査におきまして、議会費及び総務費の職員給与費に関し、委員中から、「職員は、公務員としての自覚を持ち、公務員として果たすべき職責があるにもかかわらず、市町村合併以来、飲酒運転による不祥事が相次ぎ、また、議会が開催されるたびに公用車の事故が報告される状況にある。当局は、この現状をどう認識し、どのように対処していくつもりなのか」との質疑があり、当局から、「交通事故や交通違反、特に飲酒運転等の交通三悪の防止について、日ごろから厳しく指導している中で、このたび飲酒運転による不祥事が起きたことについては、弁解の余地はない事態であると痛感している。今後は、職員一人一人が、改めて、公務員としての自覚と責任を心に深く刻み込んで日々努力を積み重ねていかなければならないと考えており、より効果的な交通安全対策を検討しながら、目に見えるような形での取り組みを行ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務費の徴収費に関し、委員中から、過誤納還付金の増額補正の内容について質疑があり、当局から、「例年、法人市民税の精算に伴う還付金に係る補正を行っているが、このたびの補正は、主として、平成21年度から導入された個人市県民税の年金特別徴収等の償還に係るものである」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「誤って賦課すれば、過誤納金と還付加算金を合算して還付することとなる。還付加算金は一般財源からの支出であり、市の財政を圧迫する一因ともなることから、 今後も、市民税の適正な賦課及び徴収に努めていただきたい」との意見がありました。

次に、歳入の市税に関し、委員中から、個人市民税及び法人市民税の減額補正の内容について 質疑があり、当局から、「個人市民税については、各種資料をもとに、給与所得、営業所得など、 各所得の対前年比率を算出し、当初予算額を推計したものであるが、景気の回復が思わしくなく、 中でも、給与所得に係るものについては、当初の見込みを大きく下回ることが確実となったことから、減額補正を行うものである。また、法人市民税については、東日本大震災による影響が大きく、各企業、特に製造業、販売業、飲食業等の減収が著しいことから、同じく減額補正を行うものである」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

また、新たに提出された「陳情第4号 区域外避難者(自主的避難者)を含む、被災者受け入れ・支援について」は、審査の結果、継続審査となりました。

なお、そのほかの案件については、特に申し上げるべきことはございません。 以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。